インタビュー

地球環境委員会委員長に聞く

世界に類を見ない課題に立ち向かう

世界各地で起こる異常気象。地球温暖化はますます深刻化している。地球温暖化問題への対応は、今や人類の課題である。2007年6月にドイツで開かれた主要国首脳会議でも大きなテーマになった地球温暖化問題に、貿易業界としてどのように対応していくのか。その対応に向け環境自主行動計画を策定している地球環境委員会中井邦治委員長に聞いた。

1. 地球環境委員会での取り組み

環境問題への日本の対応は、京都議定書の基準年である1990年には、すでにオイルショックを経て、省エネ技術の開発を進めることで温室効果ガス排出削減を実現するなど、世界に先行した対策を講じていた。現在、京都議定書に基づいて義務付けられている、日本のさらなる温室効果ガス排出削減の達成に向けて、民間企業も努力を続けているところである。

そこで日本貿易会地球環境委員会では、次のとおり5つのテーマ に取り組んでいる。

「環境関連法規制と環境行政の動向に関する検討」「京都議定書発効に伴う諸問題の検討及びフォロー」「日本貿易会自主行動計画のフォローアップ」「環境リスク管理の検討」および「大学での環境関連講座の開設と運営協力」である。



中井 邦治 地球環境委員会委員長 三井物産株式会社 CSR推進部地球環境室長

① 環境関連法規制と環境行政の動向に関する検討

温室効果ガスに関しては、日本の産業部門は2005年度で基準年比5.5%の排出削減に成功しているものの、他方、業務部門は44.6%増、家庭部門でも36.7%増と大幅に伸びているのが現状である。これを受け、政府は2006年4月に「改正省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の一部を改正する法律)」を施行した。改正の内容は、CO₂を排出する輸送業者だけでなく、その事業者を利用する荷主も義務を負う(輸送に係る省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付けなど)というもので、当委員会メンバー企業のほとんどがかかわることになり、情報交換、意見交換を含め対応中である。

② 京都議定書に伴う諸問題の検討とそのフォロー

日本経済団体連合会では地球温暖化問題に対する企業の取り組み例をメンバー企業に募り、提出された事例を「地球温暖化防止対策事例集 \sim CO₂排出削減600のヒント」と題した商社業界の取り組みとして紹介している。

③ 日本貿易会の環境自主行動計画のフォローアップ

当会の自主行動計画は、地球温暖化対策と循環型社会の形成で構成される。地球温暖化対策としてはCO₂排出量削減への取り組みであり、もう1つの循環型社会の形成とは、廃棄物対策への取り組みである。いずれも毎年数値目標の見直しを行っている。

④ 環境リスク管理

EUで始まった新たな化学品規制であるREACH、電気・電子機器に対する特定有害物質の使用を制限するRoHS指令などが、中国やその他のアジアにも伝播しようとしている。当委員会ではその

ような動きに対応して、勉強会やセミナーを開き、できるだけ問題を共有しようとしている。

⑤ 大学環境関連講座開設と運営協力

2002年からさまざまな大学で講座を開設し、当委員会メンバー企業から講師を派遣している。環境問題の解決には、まず国民がそれをきちんと意識することが大切であるが、ビジネスの現場の人間が教育現場では分からないナマの声を伝えることは、その一助として大きいのではないか。一方、講師となる社員も、環境の規制や制度を守ればよいだけでなく、社会とのつながりの大切さを実感してもらえ、双方にメリットのある取り組みだと感じている。

2. ドイツ・ハイリゲンダム・サミットの結果と企業活動への影響

京都議定書に参加していない米国や削減義務を負っていない中国が同じベースで話し合ったことは、評価されることであろう。一方、具体的な成果が何もなかったという指摘もあるが、一度に何もかも求めることは厳しく、主要な排出国が一緒になって考える場とできたことを評価したい。

企業としては、国同士がそのように結び付こうとしていることを生かし、企業同士も歩調を合わせていくべきだと考える。これまで、EUと日本は京都議定書の達成に向けて主要な削減義務を負い、ビジネスでもEUとは、環境対策を行いつつビジネスをも追求するというベースで共有の認識があり、比較的同じ歩調で歩みやすかった。今後は、米国や中国が加わることで、米国企業や中国企業とも同じ土台で話ができるのではないかと期待しており、全方位的にビジネスを行っていけることになる。

3. 商社業界が抱える課題

① EUでの環境規制が世界の共通コンセプト

EUの環境規制がどこまで浸透するかが大きな課題となる。すでに対応している大手メーカーはもちろん、商社にも順守が求められる。一方、商社はものを作っていないことから、メーカーから購入するにあたっては、当該メーカーがEUの環境規制を熟知していないことが危惧される。このあたりのつなぎにどのように対応していくかが商社の課題であり、その意味では、メーカーへの影響力の行使が非常に大事になっていくものと思われる。

② 生物多様性への対応

生物多様性を保全するための国際的な枠組は、1993年に生物多様性条約として発効している。現在、わが国では2002年に改訂した生物多様性の国家戦略の見直しが行われており、これまでは国の義務ということで企業には要請がなかったが、おそらく今年は要請が出てくるのではないかとみている。

4. 今後に向けた委員長の抱負

事業の継続性が非常に大事であると考えている。また、その年その年で非常に大事な法律が出て くる。昨年で言えば改正省エネ法であり、今年はREACHであるが、当委員会としてきっちりと対 応していきたい。

今、日本の企業は、世界の何処にも類を見ない達成困難とも思われる課題に対し、乾いたタオルを絞るがごとくの努力をもって立ち向かっている。その問題を解決するために出てくる知恵やノウハウは、必ずや世界にも貢献できるものとなろう。そして、その問題解決への取り組みは、おそらく単一企業の、単一の事業所の中で対応できるようなものではなく、さまざまな産業と産業技術の組み合わせとなるであろう。戦後の夜明けに貿易商社が果たしたような役割を、今度は地球に対して果たすことができる機会が訪れるのではないかと思っている。